

東京データプラットフォームポリシー策定委員会

次 第

令和4年1月12日(水)15:00~17:00

WEB開催

- 1 開会
- 2 令和2年度のポリシー案策定の振り返り(資料3)
- 3 令和3年度のTDPFの取組を基にした論点の提示(資料3)
- 4 ポリシー案の改訂内容について(資料3、資料4)
- 5 意見交換
- 6 閉会

【配布資料】

- 資料1 委員会 次第
- 資料2 委員会 設置要綱、委員名簿、事務局名簿
- 資料3 事務局説明資料
- 資料4-1 プライバシーステートメント 改訂案
- 資料4-2 規約 改訂案
- 資料4-3 データガバナンス指針 改訂案
- 資料4-4 コンプライアンス指針 改訂案
- 資料4-5 情報セキュリティポリシー 改訂案

東京データプラットフォームポリシー策定委員会

資料 2

委員会 設置要綱

令和2年10月26日制定 2戦戦総第673号
令和3年12月6日付 3デ推推第567号

(名称)

第1条 本会は、東京データプラットフォーム ポリシー策定委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、東京データプラットフォームの構築、関連するスマートサービスの実施などにあたって、データの適切な情報の取扱いと利活用促進を両立させるため、データの収集や提供・利活用に係る基本的なポリシーの策定に向け、専門家や業界団体等から多様な意見を聴取することを目的に設置する。

(組織)

第3条 委員会は、別紙の委員会メンバーをもって組織する。

2 委員長は、メンバーの互選により定める。

(委員会)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員会メンバー以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

3 委員会の資料及び議事録については、原則として公開とし、委員長が必要と認める場合に限り、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第5条 委員会の庶務は、デジタルサービス局デジタルサービス推進部デジタルサービス推進課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和2年10月26日から施行する。

附 則（令和3年12月6日付 3デ推推第567号）

この要綱は、令和3年12月6日から施行する。

東京データプラットフォームポリシー策定委員会

委員名簿

(敬称略)
《五十音順》

中央大学国際情報学部 教授	いしい かおり 石井 夏生利
ひかり総合法律事務所 弁護士	いたくら よういちろう 板倉 陽一郎
一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) 常務理事	さかした てつや 坂下 哲也
一般社団法人ECネットワーク 理事	さわだ としこ 沢田 登志子
東京大学大学院法学政治学研究科 教授	ししど じょうじ 宍戸 常寿
三浦法律事務所 弁護士	ひおき ともみ 日置 巴美
英知法律事務所 弁護士	もり りょうじ 森 亮二

東京データプラットフォームポリシー策定委員会

事務局名簿

東京都 デジタルサービス局長	てらさき ひさあき 寺崎 久明
東京都 デジタルサービス局 データ利活用担当部長	たかはし はなつ 高橋 葉夏
東京都 デジタルサービス局 デジタルサービス推進部 データ利活用担当課長	いとう けんご 伊藤 健悟
東京都 デジタルサービス局 デジタルサービス推進部 データ利活用担当	おさふね みつひろ 長船 光紘